

船舶事故調査報告書

平成24年6月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年7月13日 10時43分ごろ
発生場所	茨城県ひたちなか市那珂湊港東方沖 那珂湊港外東防波堤灯台から真方位087° 3.0海里付近 （概位 北緯36° 20.4′ 東経140° 39.9′）
事故調査の経過	平成23年7月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	実習船 ひたち、19トン IG2-2425（漁船登録番号）、茨城県 14.90m (Lr) × 4.38m × 1.60m、FRP ディーゼル機関、404.50kW、昭和61年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年4月23日 免許証交付日 平成22年3月10日 （平成27年4月30日まで有効） 機関長 男性 47歳 五級海技士（機関） 免許年月日 昭和62年5月25日 免状交付年月日 平成19年5月22日 免状有効期間満了日 平成24年5月24日 甲板長 男性 52歳
死傷者等	重傷 1人（甲板長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長、機関長及び甲板長が乗り組み、指導教官1人、実習生8人を乗せ、那珂湊港東方において底刺し網漁の実習中、船長が操船を、機関長が右舷船首部に設置されている揚網機の操作を、甲板長が揚網機後方で網引きの作業を、指導教官が実習生の指導を、実習生が漁獲物の取り外しの作業を行っていた。</p> <p>船長、機関長及び甲板長は、長さ約60mの網の揚網作業が終わりかけたとき、網が絡んだ状態で上がり、網が揚網機に絡んだ状態となったので、絡みをほどく作業を始めた。</p> <p>船長は、網が船尾左舷方に向かっていることに気付き、プロペラへの絡網を避けるために本船を右旋回させて網を船尾から遠ざける操船を行った。</p>

	<p>甲板長は、揚網機のポールローラーにかみ込んだ網を外そうとし、機関長は、海面上で絡んだ網を海中に下げて絡みを取ろうと揚網機を反転させたところ、平成23年7月13日10時43分ごろ甲板長の左前腕部がポールローラーに巻き込まれて負傷した。</p> <p>機関長は、ポールローラーを反転させる旨の声掛けを行い、ポールローラー付近の安全確認を行ったが、船長及び甲板長は、機関長の声掛けに気付いていなかった。</p> <p>甲板長は、本船によって那珂湊港に着き、病院に搬送され、左前腕挫創と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>	
その他の事項	<p>船長、機関長及び甲板長は、13年以上乗船しており、本作業等には精通していた。</p> <p>揚網機は、2つのポールローラーで網を挟んで巻き上げるアーム型であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、那珂湊港東方において、底刺し網漁の実習中、甲板長が揚網機のポールローラーにかみ込んだ網を外そうとしていたところ、機関長が揚網機を反転させたことから、甲板長の左前腕部がポールローラーに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長、機関長及び甲板長は、互いに声を掛けて安全確認を行っていたが、本事故発生時、揚網機にかみ込んだ網を外す作業と絡網防止のための操船が同時進行であったことから、声掛けによる安全確認が適切に行われなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、那珂湊港東方において底刺し網漁の実習中、甲板長が揚網機のポールローラーにかみ込んだ網を外そうとしていたところ、機関長が揚網機を反転させたため、甲板長の左前腕部がポールローラーに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・声掛けによる安全確認の徹底をすること。 	